

中学校受水槽及び高架水槽清掃点検業務 仕様書

1 業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第3号及び第28条第4号の規定を満たし中学校受水槽及び高架水槽の清掃・点検業務を行う。

具体的には以下の通りである

- ① 受水槽内の排水
- ② 受水槽内の換気
- ③ 受水槽上部のふた及び周辺の清掃
- ④ 排水ポンプによる槽底部排泥
- ⑤ 槽内作業員の服装の点検及び消毒、槽内に入る前その都度実施
(50PPM次亜塩素酸ナトリウム)
- ⑥ 槽内の洗浄（洗浄機使用）及び排水
- ⑦ 槽内第1回目の消毒（50PPM次亜塩素酸ナトリウム噴射）
- ⑧ 洗浄と排水を繰り返す（消毒30分後）
- ⑨ 槽内第2回目の消毒（50PPM次亜塩素酸ナトリウム噴射）
- ⑩ 消毒30分後、止水栓のバルブを全開し注水

なお、高架水槽の清掃業務については、受水槽清掃業務の内容を準用する。

2 清掃・点検する施設及び物件

別紙「業務対象箇所」のとおり

3 業務期間

契約の日より令和6年8月31日までとする。

4 清掃・点検の立ち会い

清掃・点検の実施にあたっては、各中学校の責任者の立ち会いを得ること。また、清掃・点検日において教育委員会事務局より立ち会いを求める場合もあります。

5 清掃・点検時期及び清掃・点検報告書の提出

①清掃・点検時期

7月から8月までの学校夏休み中に行うものとする。（日程については教育委員会事務局教育総務課及び各施設と調整を行い、指示がある場合はそれに従うこと。）

②清掃・点検報告書の提出

清掃・点検作業が終了したときは、受水槽清掃・点検報告書及び高架水槽清掃・点検報告書を提出すること。（作業前、作業中、作業後の写真も添付すること）

③故障、欠陥等については、随時報告すること。

6 その他

- ① 本仕様書に記載ないものについては、双方協議のうえ定めるものとする。
- ② 必要であれば現場を確認すること。

業 務 対 象 箇 所

(中 学 校)	3 校				
学校名		受水槽	単位	高架水槽	単位
大三輪中学校 (2槽連通)		34	m ³	(2槽連通) 16	m ³
桜井西中学校		30	m ³	12	m ³
桜井中学校 (2槽連通)		24	m ³	12	m ³

※すべてFRP製